

栃木県業務継続計画

令和8（2026）年4月

栃 木 県

目 次

第1章 総 則

1 趣旨	1
2 業務継続計画の効果	1
3 用語の定義	2
4 地域防災計画との比較	2
5 業務継続の基本方針	3

第2章 被害状況の想定

1 想定する地震	4
2 想定される被害	5

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定	7
2 非常時優先業務の実施スケジュール	9
3 非常時優先業務以外の通常業務	12

第4章 業務執行体制の確保

1 勤務時間外に発災した場合の職員参集	13
2 参集可能職員数の想定	13
3 非常時優先業務と人員	14
4 職員の安否確認	15
5 指揮命令系統の確立	16
6 非常時優先業務の引継ぎ	16
7 勤務時間中に発災した場合の人員確保と対応	16
8 発災時における業務執行体制確保のための対応	17

第5章 業務執行環境の整備

1 庁舎	18
2 電力	19
3 上水道	20
4 トイレ・下水道	21
5 通信	21
6 情報システム	23
7 その他の執務環境等	23
8 燃料	24
9 受託業者の業務継続体制	24
10 発災時における業務資源確保のための対応	24

第6章 計画の推進

1 計画の周知徹底	26
2 計画の継続的改善	26

第1章 総則

1 趣旨

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、地震のほか津波により庁舎や職員が被災し行政機能を喪失した自治体もみられた。また、県内でも庁舎に被害を受けながら、災害対応を行わなければならなかった自治体もあった。

大規模な地震災害が発生した場合、行政自身も被災し、職員、執務環境、ライフライン等の業務に必要な資源に制約を受け、平常時の執行体制の継続が困難な場合も考えられる。

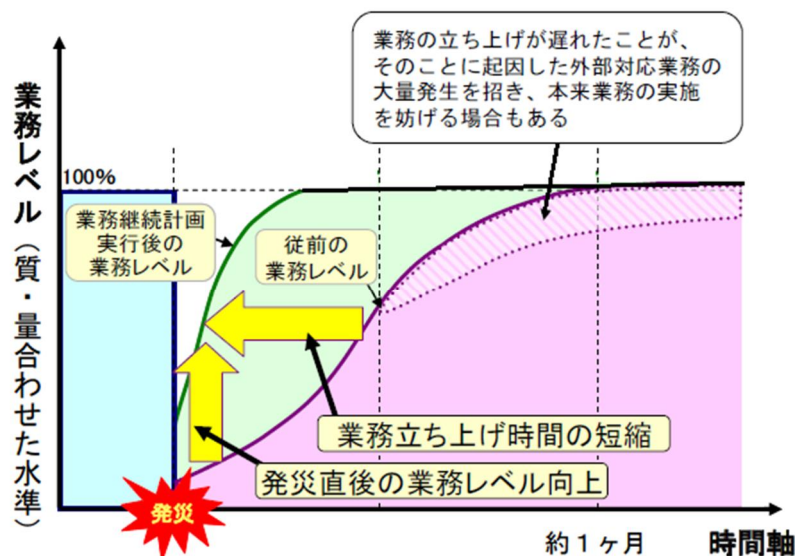
県では、このような状況下にあっても、県の機能を維持し、まず県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、「栃木県地域防災計画」等に定める応急業務を迅速かつ適切に実施する必要がある。

一方で、平常時から県民への行政サービスを担っていることから、県民生活に密着したサービスや県の基幹業務など、中断することのできない通常業務については、災害発生時であっても業務の継続が求められる。

このため、限られたヒト・モノ・情報・通信・ライフライン等の資源を効率的に活用し、最優先に取り組むべき応急業務や最低限継続すべき通常業務の実施体制について、あらかじめ整備することとし、栃木県業務継続計画を策定する。

2 業務継続計画の効果

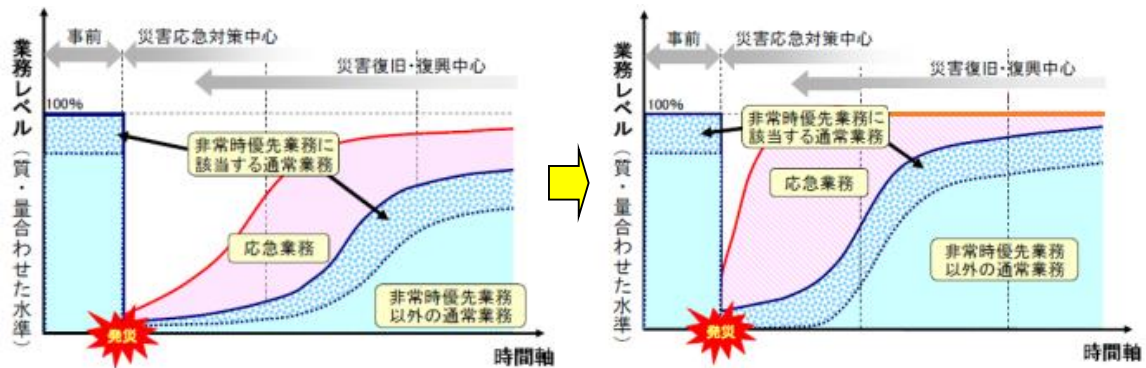
計画を策定し必要な措置を講じることにより、下図に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。



【業務量推移イメージ図】

業務継続計画導入前

業務継続計画導入後



3 用語の定義

(1) 応急業務

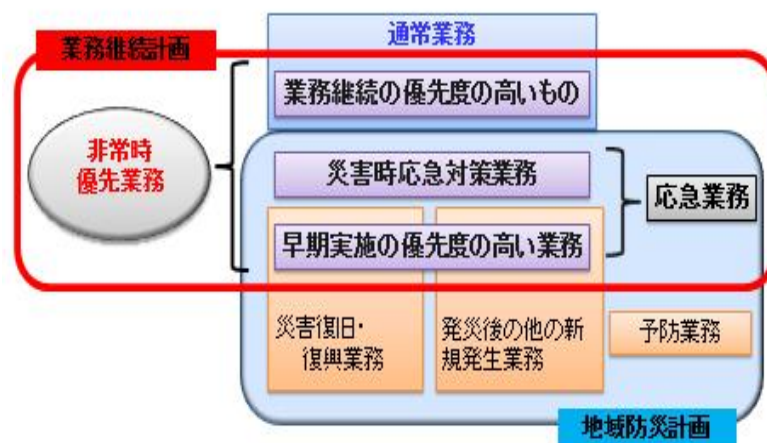
「栃木県地域防災計画」等に規定する災害時応急対策業務及び災害復旧・復興業務等のうち早期実施の優先度の高い業務

(2) 優先度の高い通常業務

通常実施している業務のうち、県民の安全確保に直結する業務や、応急業務等の実施にあたって必要な県行政機能の維持に重大な支障をきたしたり、休止・中断することにより県民生活や県内経済活動に重大な影響を及ぼしたりするなど、発災後も業務継続の優先度の高い業務

(3) 非常時優先業務

大規模災害発生時において県が実施（継続）すべき業務（上記(1)及び(2)）



4 地域防災計画との比較

地域防災計画は、県、市町、防災関係機関等が実施すべき予防対策、応急対策、復旧・復興対策について総合的に定めた計画である。

これに対し、業務継続計画は、職員、執務環境、ライフライン等が制約される状況下で、県が発災時に取り組むべき業務を非常時優先業務としてあらかじめ定めるとともに、その業務に必要な資源の確保、配分等を整理し、業務の実行（継続）性の確保を図るための計画である。

	地域防災計画	業務継続計画
主 体	県 市町、防災関係機関 県民	県
趣 旨	県民の生命、身体及び財産を守るため、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を定めた総合的な計画である。	職員、執務環境、ライフライン等が制約される中で、業務立ち上げ時間の短縮や業務レベルの向上を図るため、非常時優先業務を特定するとともに、業務継続のための必要な資源の確保、配分等を定めた計画である。
行政の被災	行政の被災を特に規定していない。	職員、庁舎、情報システム、通信、ライフライン等の必要な資源の被災を評価し、利用できる必要な資源を前提とする。
対象業務	予防業務 応急対策業務 復旧・復興業務	非常時優先業務（応急業務、早期実施の優先度の高い通常業務）

5 業務継続の基本方針

大規模地震災害発生時において、県民の生命、身体及び財産を保護し、県民生活や県内経済活動への影響を最小限にとどめることが県の第一の責務であることを踏まえ、次の方針により業務を実施（継続）する。

- ① 災害応急対策を中心とした非常時優先業務に万全を尽くす。
- ② 非常時優先業務に必要な資源は全庁横断的に調整し、オール県庁体制で業務を実施する。

第2章 被害状況の想定

1 想定する地震

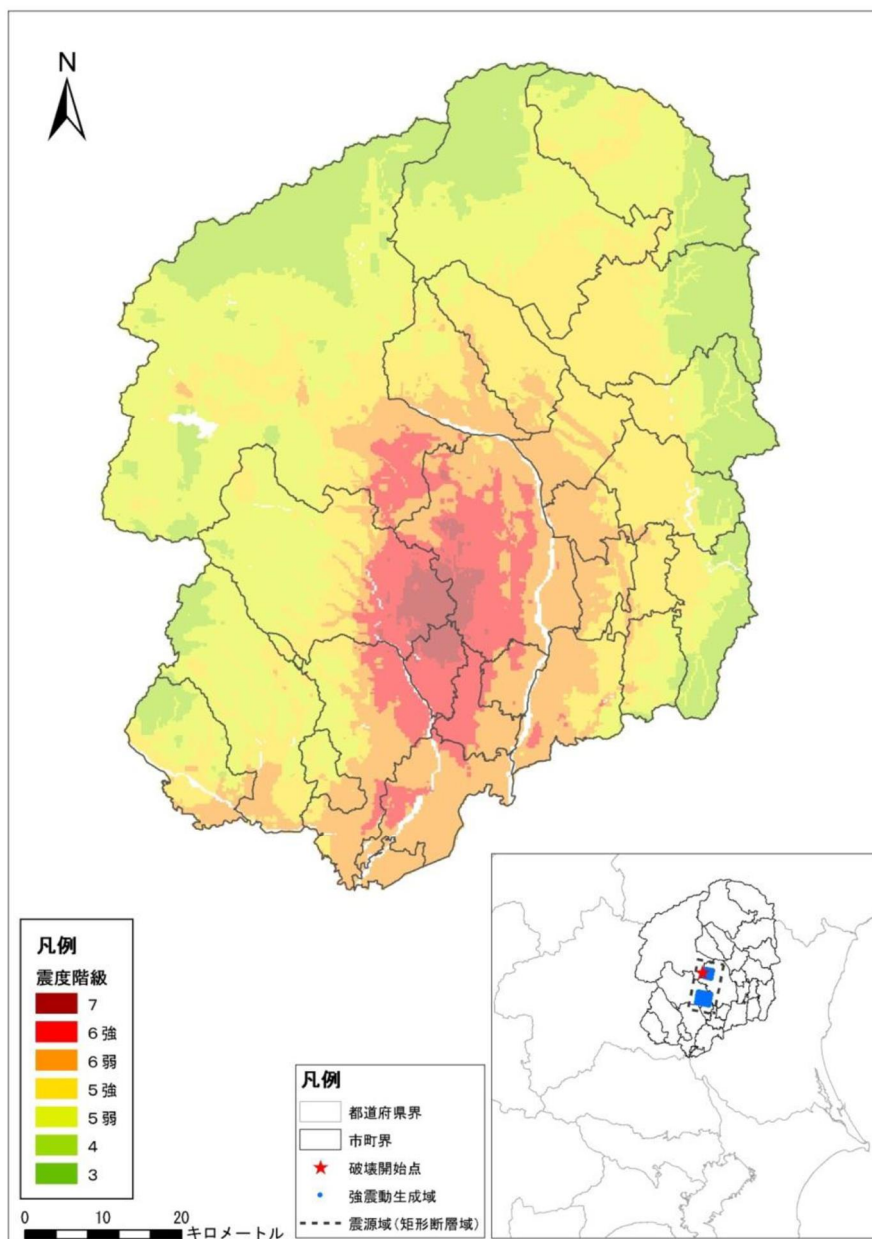
県では、平成25(2013)年度に「栃木県地域防災計画」や防災行政への反映等を目的として、本県及びその周辺で地震が発生した場合の被害想定調査を実施した。

本計画では、この調査で想定した地震のうち、防災行政等の参考とするどこでも起こりうる直下の地震として、次の県庁直下に震源を仮定した地震を想定する。

震源：県庁直下

地震の規模：マグニチュード7.3

震度：最大震度7、震度分布は下図のとおり



2 想定される被害

県庁直下に震源を仮定した地震（マグニチュード7.3）において想定される被害の概要は、次のとおりである。

震度6弱以上の面積率		27.2%
建物全壊	液状化	798棟
	地震動	61,921棟
	土砂災害	68棟
	焼失 ※1	8,025棟
	合計	70,812棟
死者 ※2	建物倒壊	3,829人
	土砂災害	6人
	火災	92人
	合計	3,926人
負傷者 ※2		32,081人
	(うち重傷者数)	6,746人
断水人口 (断水率) ※1	直後	924,617人(50.8%)
	1日後	898,105人(49.4%)
	1週間後	727,149人(40.0%)
	1ヵ月後	210,849人(11.6%)
下水道支障人口 (支障率) ※1	直後	387,562人(29.6%)
	1日後	309,290人(23.6%)
	1週間後	111,776人(8.5%)
	1ヵ月後	2,796人(0.2%)
停電 (停電率) ※1	直後	148,362軒(12.5%)
	1日後	13,185軒(1.1%)
	2日後	1,316軒(0.1%)
	1週間後	0軒(0.0%)
固定電話不通回線 (不通回線率) ※1	直後	105,365回線(14.0%)
	1日後	97,238回線(12.9%)
	1週間後	14,332回線(1.9%)
	1ヵ月後	7,205回線(1.0%)
都市ガス供給停止 (供給停止率) ※1	直後	75,720戸(65.3%)
	1日後	75,475戸(65.1%)
	1週間後	74,362戸(64.1%)
	1ヵ月後	51,059戸(44.0%)
LPガス漏洩被害 (漏洩率)	直後	83,174人(12.8%)
	1日後	73,174人(11.3%)
	2日後	63,174人(9.7%)
	1週間後	13,174人(2.0%)

交通施設被害 (被害率)	道路	1,409箇所(0.06箇所/km)
	鉄道	746箇所(1.39箇所/km)
避難者 ※1	1日後	190,395人
	うち避難所避難者	114,237人
	1週間後	339,833人
	うち避難所避難者	169,917人
	1ヵ月後	336,264人
	うち避難所避難者	100,879人
災害廃棄物発生量 ※1	可燃物	153.5万t
	不燃物	517.5万t
経済被害 ※1	直接被害	54,803億円
	間接被害	3,520億円
	合計	58,324億円

注：小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

※1：冬・18時、風速10m/sの発災を想定。

※2：冬・深夜、風速10m/sの発災を想定。

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定

(1) 基準

大規模地震発生時に県が実施しなければならない応急業務に加え、発生後においても継続の優先度の高い通常業務を非常時優先業務として選定する。

応急業務については、「栃木県地域防災計画」及び「栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱」の災害対策本部各部各班の事務分掌に基づき、発災後1週間以内に着手する業務を選定する。

継続の優先度の高い通常業務については、各所属の業務の中から、次の影響度判断の視点に基づき、県民生活や県内経済等への影響度を検討し、業務の継続、縮小、休止、中断を判断する。「影響度大」と判断した業務のうち、発災後1週間以内に着手する必要がある業務を非常時優先業務として選定する。

なお、影響度の判断にあたっては、大規模地震発生時における影響度の判断であり、平常時における影響度と相違する。

【影響度判断の視点】

項目	内容
①県民生活への影響	○県民の生命・財産・安全の保持に支障があるか。 ○県民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。
②県行政への影響	○休止・中断により県機能や応急業務等に支障があるか。
③法律上の影響	○法律上の処理期限等の義務付けがあるか。

【影響度区分】

区分	内容
影響度大	○対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことにより相当の社会的影響が発生する。 ○社会的な批判が発生し、過半以上の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。
影響度中	○対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことにより社会的影響が発生する。 ○社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると考ええる。
影響度小	○対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことにより若干の社会的影響が発生する。

(2) 選定の結果

非常時優先業務について、各所属等で検討し選定した結果は、次のとおりである。

【非常時優先業務数】

区 分	業務数
応急業務	600 業務
優先度の高い通常業務	790 業務
計	1,390 業務

【主な非常時優先業務】

部局名	応急業務	優先度の高い通常業務
災害対策本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置、運営（会議開催等） ○災害応急対策実施の方針案の作成、全体調整、進行管理等 ○被害等の情報収集、国への報告 ○緊急消防援助隊、自衛隊等の派遣要請、活動調整 ○災害救助法の適用手続、救助の実施調整 ○協定等に基づく応援要請の調整 ○帰宅困難者の対応 ○義援金・義援物資受入に関する調整 ○被災者生活再建支援法の適用 ○通信手段（防災行政ネットワーク等）の確認等 ○消防防災ヘリコプター等の運用 	
災害対策支部	<ul style="list-style-type: none"> ○支部内の連絡調整 ○備蓄物資の提供 ○市町が行う災害対策業務の応援 	
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長（知事）等の秘書業務 ○国等との連絡調整 ○県民・マスコミ等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙に関する業務
経営管理部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害関連予算の編成 ○職員の安否・登庁状況の集約 ○災害対策職員（市町派遣を含む）の動員、調整 ○私立学校の被災状況の把握等 ○庁舎・システム等の被害確認、応急対策 ○県有車両の配車・管理 ○県税の徴収猶予等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○県債の償還・利払・借入業務 ○公印管理、文書集配・発送 ○県税の納税証明
生活文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアに関する情報収集・連絡調整 ○被災者の生活必需品等の調達、供給 ○外国人支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○DV法等に基づく相談・支援、一時保護
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療福祉調整本部の設置 ○DMAT・DPAT等派遣要請、調整 ○救護所設置支援、救護班派遣 ○広域医療搬送の実施 ○災害時要配慮者支援の調整、実施（人工 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立病院の運営 ○特定疾患等に係る医療費助成業務 ○精神保健福祉法に基づく措置・移送 ○児童福祉法に基づく一時保護・措

	呼吸器装着者等の状況把握、高齢者等の 施設入所等) ○避難所等における感染症対策等 ○遺体取扱対策（火葬の広域調整等）	置
環境森林部	○災害廃棄物等処理の調整 ○山地・林道・治山施設等の被害確認、応 急対策、復旧事業 ○災害時協力車登録制度の運用	○大気汚染監視 ○異常水質事故対策
産業労働観光部	○産業団地の被災状況の確認 ○高压ガス、採石場等の被害・応急対策状 況の把握等 ○被災商工業者に対する金融の相談支援 ○中小企業等の被災状況の確認 ○観光施設等の被災状況の確認	○旅券発給 ○商工団体の指導、商工制度融資相 談（復旧等に関連して）
農政部	○被災者の主要食糧等の調達、供給 ○農地・農業施設等の被害確認、応急対 策、復旧事業 ○農漁業災害の被害確認、応急対策	○農作物、家畜家禽等の防疫 ○農業技術・経営等の相談支援 （復旧等に関連して） ○農業総合研究センター等における 研究資源の管理等
県土整備部	○緊急輸送道路の被害確認、啓開 ○道路・下水道施設・河川管理施設・土砂 災害警戒区域・公園等の被害確認、応急 対策、復旧事業 ○建築物応急危険度判定 ○緊急輸送車両等の調整 ○被災者の公営住宅入居の調整 ○応急仮設住宅確保の調整、建設	○土砂災害に係る防災情報の提供 ○雨量・河川水位観測、洪水予報等 発令
危機管理防災局	※災害対策本部事務局部分に記載	
会計局	○緊急支払等業務	○支払事務 ○国の債務管理
企業局	○電気・上水道等事業施設の被害確認、応 急対策	○事業施設の保守管理
県議会事務局	○栃木県議会災害対策本部の設置、運営	○本会議・常任委員会等の開催
教育委員会	○学校・社会教育施設の被害確認、応急対 策 ○児童生徒・教員等の被災状況の把握 ○避難所開設の支援等	○教職員の人事管理 ○入学・転学・入学者選考等に関す る業務

2 非常時優先業務の実施スケジュール

発災から数時間は、発災直後の初動期として、災害対策本部の設置、被害情報の収集、広域応援要請等災害対策の根幹となる業務を実施する。発災数時間から3日までは、救出救命・避難救援期として、救助、医療救護、食料・物資の調達・供給等避難生活に係る支援のほか、道路等主要公共施設の被害状況の確認・応急処置等を実施する。3日から1週間までは、応急対策期として、被災者の生活再建支援、復旧・復興に向けた調整・対策等を実施し、1週間後か

ら本格的な復旧復興期に移行していく。応急業務等を実施する体制は、発災1週間後を目途に一区切りとし、本格的に復旧・復興を進める体制への移行を図っていく。

また、非常時優先業務として選定した通常業務については応急業務実施の進捗状況も踏まえながら適時実施（継続）する。なお、主な応急業務等の実施スケジュールは次のとおりである。

区分	地域防災計画の項目等	直ちに・数時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内
体制の確立	災害対策本部・災害警戒本部等の設置	災害対策本部・支部の設置、運営（本部会議の開催等）				
		災害応急対策実施の方針作成、全体調整、進行管理等				
		職員登庁、職員安否確認				
	情報の収集・伝達及び通信確保対策	災害対策職員の動員、調整				
		国・他県・防災関係機関連絡員の受入れ				
		被害等の情報収集、国等への報告 通信手段の確認・確保				
自治体・消防・省庁・自衛隊における相互応援協力・派遣要請	協定等に基づく応援要請					
	広報活動		県民・マスコミ等への情報提供			
県民の生命・身体・財産保護	災害救助法の適用	災害救助法の適用手続、救助の実施				
	災害発生時の避難対策	避難指示等情報の把握				
		J R A T 派遣要請、調整				
		避難所運営支援の調整、実施				
		災害時要配慮者支援の調整、実施（福祉施設への緊急入所調整等）				
	救急・救助・消火活動	帰宅困難者の対応				
		緊急消防援助隊の派遣要請、活動調整				
		自衛隊の派遣要請、活動調整				
	医療救護活動	消防防災ヘリコプター等の運用				
		保健医療福祉調整本部の設置、医療関係の活動調整				
		DMAT・DPAT等派遣要請、調整				
		救護所設置支援、救護班派遣				
孤立集落の支援対策	広域医療搬送の実施					
	被災者のメンタルケア					
緊急輸送活動	被災状況の把握、応急対策					
	緊急輸送路の被害確認、交通規制、啓開					
	緊急輸送車両の確保、緊急通行証の交付					
	物資集積所の設置、運営					
	物資・資機材等の調達・供給活動		備蓄物資の提供			
住宅応急対策	食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給					
	公営住宅入居の調整					
社会生活基盤の維持	応急仮設住宅確保の調整、建設					
	インフラ施設等の応急対策	道路・上下水道・河川管理施設等の被害確認、応急対策				
	二次災害防止活動	電気・ガス等の被害・応急対策状況の把握				
	農林水産業関係対策	土砂災害警戒区域等の被害確認、応急対策				
衛生・環境	危険物施設等の応急対策	建築物の応急危険度判定				
	保健衛生活動	農地・農林業用施設等の被害確認、応急対策				
		危険物施設・ガス施設・碎石場等の被害・応急対策状況の把握等				
		保健医療福祉調整本部の設置、保健関係の活動調整				
災害廃棄物処理活動	遺体取扱対策（火葬の広域調整等）					
	避難所等における感染症対策					
	避難所等における食品衛生監視					
教育	避難所等における栄養指導対策					
	災害廃棄物等処理の調整					
その他	学校・社会施設等の応急対策	学校等の被害確認・応急対策				
	ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入れ	児童生徒・教員等の被災状況の把握				
復興・復旧	学用品の調達・供与					
	ボランティア活動の受入支援（情報提供等）					
	義援物資等の受入れ準備、受入れ					
復興・復旧	義援金の受入れ準備、受入れ					
	配分調整					
	復旧・復興の基本的方向の決定	復興本部設置・復興計画作成の調整				
復興・復旧	被災者生活再建支援法の適用					
	住民生活の早期再建	租税減免等措置の調整、実施				
復興・復旧	各種対策・支援等の調整、実施					
	インフラ施設等の早期復旧	災害復旧事業の調整、実施				
(行政機能の維持)	庁舎等の被害確認、応急対策、管理					
	電力・水道に係る設備被害の確認、確保					
	基幹システムの被害確認、応急対策、運用管理					
	国等との連絡調整					
(行政機能の維持)	災害関連予算の編成					
	緊急支払等業務					

3 非常時優先業務以外の通常業務

非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・縮小・中断を図る。また、応急業務の進捗状況等を踏まえ、人員等の資源を段階的に戻し、通常業務を再開していく。

第4章 業務執行体制の確保

1 勤務時間外に発災した場合の職員参集

県では、県内で大規模地震が発生した場合、全組織をあげて災害応急対策を実施するため、非常配備体制をとることとしており、非常配備体制時に参集すると指定されている職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、県内で最大震度6弱以上の地震が発生したことを覚知次第、直ちに自主登庁することとしている。

その他、職員の参集体制については、栃木県地域防災計画（地震編）において定める。

- ① 災害対策本部・支部の関係職員 → 災害対策本部（本庁舎）
所属する災害対策支部（各支部設置の合同庁舎）
- ② 緊急対策要員（情報収集要員）
→ あらかじめ指定された市町の庁舎（勤務時間内であっても市町に参集する。）
- ③ その他の非常配備体制設置時の配備要員 → 平常時勤務する場所

2 参集可能職員数の想定

(1) 参集可能職員数想定の考え方

大規模地震発生時には、職員又は家族の被災、救出・救助活動への従事、道路や交通機関の被害等により、参集できない職員の発生が想定される。そこで、全職員の実際の通勤距離をもとにして、以下の考え方により参集可能な職員数を算出・想定する。

- ① 徒歩での参集。道路状況等を考慮し、時速3kmの速さの連続歩行とする。
- ② 通勤距離が20kmを超えると帰宅困難者になるとの考え方があり、通勤距離20km超の職員は、交通網の回復等を考慮し、発災3日目から参集可能とする。
- ③ 本人又は家族の被災等を考慮し、3日目までは全職員の80%、それ以降は90%が参集可能とする。

なお、想定地震における震度6弱以上の面積率は27.2%であり、那須庁舎や南那須庁舎周辺等においては震度5強以下となっており、想定被害の状況を考慮すると、当該地域での実際の参集可能職員数は想定より多くなると考えられるが、本想定は、人的資源確保の参考資料とするもので、全県一律の考え方で算出する。

(2) 参集可能職員数想定の結果

(1)の考え方に基づき、平成26年度の計画策定時に調査を行い、参集可能な職員数を算出・想定した。

その結果をもとに、本庁では、発災から3時間以内に約40%、24時間以内に約54%、出先機関では、発災から3時間以内に約21%、24時間以内に約44%の職員が参集可能と想定される。

なお、想定される参集可能職員数及び参集率は以下のとおりである。

※参集対象職員数 本庁：2,117人、出先機関：2,865人

		3時間	24時間	3日	1週間
本 庁	(参集職員数)	846人	1,143人	1,693人	1,905人
	(参集率)	40%	54%	80%	90%
出先機関	(参集職員数)	601人	1,260人	2,292人	2,578人
	(参集率)	21%	44%	80%	90%
合 計	(参集職員数)	1,447人	2,403人	3,985人	4,483人
	(参集率)	29%	48%	80%	90%

3 非常時優先業務と人員

(1) 非常時優先業務の従事職員数と参集可能職員数

非常時優先業務の従事職員数と参集可能職員数を発災後の時間経過に沿って比較した結果は、下表のとおりである。応急業務に多数の人員を要する所属や居住地域から勤務地までの距離が遠い所属等の一部の出先機関では、24時間以内において十分な人員を確保できないところもあるが、全体としては、参集可能な職員数で対応が可能である。

また、参集可能職員数から業務従事職員数を差し引いた職員数については、24時間体制で行う応急業務に係る交代要員の確保や職員の増強のほか、市町への派遣要員等に充て、参集可能な職員全員で応急業務を中心とした非常時優先業務の実施にあたる。

		24時間	3日	1週間
本 庁	業務従事職員数 ①	732人	954人	1,115人
	うち応急業務	637人	731人	682人
	うち優先通常業務	95人	223人	433人
	参集可能職員数 ②	1,143人	1,693人	1,905人
	②－①	411人	739人	790人
出先機関	業務従事職員数 ③	1,076人	1,672人	1,832人
	うち応急業務	905人	1,147人	1,093人
	うち優先通常業務	171人	525人	739人
	参集可能職員数 ④	1,260人	2,292人	2,578人
	④－③	184人	620人	746人
合 計	業務従事職員数 ⑤	1,808人	2,626人	2,947人
	うち応急業務	1,542人	1,878人	1,775人
	うち優先通常業務	266人	748人	1,172人
	参集可能職員数 ⑥	2,403人	3,985人	4,483人
	⑥－⑤	595人	1,359人	1,536人

(2) 配置調整等

ア 発災24時間以内は、人員の移動や通信等に制限を受け、他所属からの応援を得て業務を行うことが困難な可能性が高いことから、各所属に参集できる職員で対応することを原則とし、職員の参集状況を踏まえながら、優先順位を付け、まずは県民の生命・身体の保護に直結する業務から実施する。

イ 所属ごとの非常時優先業務の業務量の偏りや交代要員の必要性のほか、職員の参集状況、各管轄地域の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、各部局において部局内他所属からの応援体制を調整する。

ウ 参集職員数が想定どおりに参集できない場合や交代要員の必要性等により、各部局内で

必要人員を確保できない場合は、人事課（班）において全庁的に調整する。

非常時優先業務の従事職員数に比較的余裕のある所属においては、人事課（班）の調整・指示に基づき、他部局等を応援する。

エ 24 時間体制で応急業務実施の全庁的な調整を担う災害対策本部事務局については、事務局構成員の交代要員を次の順位で確保する。

- ① 構成員の所属又は部局、②全部局

(3) 課題と対策

ア 専門職種の職員が実施する業務を有する所属（病院、研究施設等）や居住地から勤務地までの距離が遠い所属（ダム管理の事務所等）等では、全庁的に調整しても代替要員や初動期における必要な人員を確保することが困難な場合が考えられる。

このため、引き続き非常時優先業務の精査、業務着手の優先順位や業務手順の整理の徹底等を図るとともに、関係団体との連携・協力等（必要に応じて災害時協定の締結）について検討し、業務執行体制を確保する。

イ 非常時優先業務の迅速な実施には、多くの人員確保が望ましい。

このため、全職員が自宅の耐震化や家具の固定等被災の軽減に努めるとともに、普段から登庁ルートの危険性等を確認し、通常使用している登庁手段や本計画で想定した徒歩以外の手段（自転車、バイク等）についても検討しておき、確実かつ迅速な参集に努める。

ウ 大規模な災害発生時には、被災県単独では十分な災害応急対策（復旧・復興事業を含む）を実施できない場合等が考えられることから、総務省において、応急対策職員派遣制度の運用を行っているため、必要に応じて応援職員の派遣を要請する。また、このほか、全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、関東知事会の1都9県で「震災時等の相互応援に関する協定」を締結しており、必要に応じて、他県に職員派遣等の応援を要請する。

4 職員の安否確認

非常時優先業務を円滑に実施するため、速やかに職員の安否確認を行い、参集可能な職員を把握する必要がある。

このため、各所属において、職員の自宅の固定電話、携帯電話、携帯メール等複数の連絡方法を把握し、緊急時の連絡体制を整備するとともに、輻輳の影響を考慮し災害用伝言ダイヤルサービスの活用についても検討しておく。

なお、各所属で把握した職員安否の情報は、各部局幹事課等を通じて速やかに人事課（班）に集約する。

5 指揮命令系統の確立

大規模地震の発生時においても、非常時優先業務の円滑な実施や不測の事態への対応等のため、指揮命令系統を確立しておくことが重要である。

このため、所属長等との連絡が取れない場合や当該職員の居住地等を考慮し、「栃木県事務決裁及び委任規則」に定める代決の規定等に基づき、代決者や意思決定ルートを明確にしておく。

また、災害対策本部における本部長の不在時については、栃木県災害対策本部条例に基づき副本部長である副知事がその職務を代行する。

6 非常時優先業務の引継ぎ

非常時優先業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、平常時から業務内容や資料等の共有化、マニュアルの整備等を図り、災害発生時において担当職員以外の職員が業務を引き継げるよう準備しておく。

また、人事異動等による担当職員の変更による引継ぎ時においても、非常時優先業務であることに留意する。

7 勤務時間中に発災した場合の人員確保と対応

勤務時間中に大規模地震が発生した場合、第5章「1庁舎」のとおり本庁舎等県有建築物の9割以上は耐震化されており、大多数の庁舎では、建物自体に甚大な被害は発生せず被災後も利用可能と考えられる。

このことから、職員については、一部で転倒等による負傷、出張先での被災、休暇等による不在等も予想されるものの、大部分の職員が発災直後から業務に従事でき、必要な人員数を確保できると想定される。

発災後においては、非常時優先業務以外は休止・縮小・中断し、直ちに災害時優先業務に従事できる体制をとるものとする。

なお、家族の安否等が分からないまま業務にあたることは、職員にとって精神的に大きな負担となることから、災害用伝言ダイヤルサービスの利用など家族との連絡方法をあらかじめ家族間で取り決めしておくことが適当であり、職員への周知を図る。

8 発災時における業務執行体制確保のための対応

時間経過	対応内容
発災直後 ～数時間	<p>[勤務時間外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員、家族等の安全確保 ○必要に応じて自宅周辺での救出・救助活動への従事 ○登庁の準備（食料、飲料水、携行品（懐中電灯、着替え、防寒着等）） ○安否及び登庁予定時刻の所属への報告 ○登庁（徒歩、自転車等適切な手段）及び登庁途上の被害状況の把握 ○登庁の所属への報告 ○職員の安否及び登庁状況の人事課（班）への報告 ○応急業務を中心とした非常時優先業務の実施 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>[勤務時間内]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○来庁者、職員等の安全確保（避難、救助、負傷者救護、初期消火） ○安否確認（出張、休暇等で在庁していない職員を含む）及び人事課（班）への報告（出先機関は主管課・幹事課を通じて） ○応急業務を中心とした非常時優先業務の実施（非常時優先業務以外の通常業務の休止等）
数時間 ～3日	<ul style="list-style-type: none"> ○応援体制の調整（状況に応じて所属内、部局内、支部内、全部局で調整） ○ローテーション等勤務体制の検討及び指示 ○関係機関への連絡、協力要請
3日 ～1週間	<ul style="list-style-type: none"> ○非常時優先業務から非常時優先業務以外の通常業務への人員転換の検討及び指示 ○本格的な復旧・復興体制の検討及び指示

第5章 業務執行環境の整備

1 庁舎

(1) 本庁舎

本庁舎、県議会議事堂、東館、南館、南別館及び北別館は、いずれも昭和 56（1981）年に改正された耐震基準で建設されている。また、研修館は耐震改修を行っており、建物自体に大きな影響はないと考える。

なお、宇都宮市で震度 6 強を記録した東日本大震災においては、壁の一部ひび割れ、天井ボードの落下等があったが、業務執行上大きな支障となるものはなかった。

建物名	建築年	耐震化等の状況
本館	平成 19 年	昭和 56 年改正の耐震基準
県議会議事堂	平成 19 年	
東館	平成 19 年	
南館	昭和 61 年	
南別館	平成 14 年	
北別館	平成 28 年	
研修館	昭和 54 年	耐震改修済み

(2) 地方合同庁舎等

地方合同庁舎等については、昭和 56 年以降の建築又は耐震改修済みであり、建物自体に大きな影響はないと考える。

なお、東日本大震災においては、壁のひび割れ等の被害があったが、業務執行上大きな支障となるものはなかった。

庁舎名	建築年	耐震化等の状況
河内庁舎	昭和 54 年	耐震改修済み
上都賀庁舎	平成 29 年	昭和 56 年改正の耐震基準
芳賀庁舎	平成 29 年	昭和 56 年改正の耐震基準
下都賀庁舎	昭和 46 年	耐震改修済み
塩谷庁舎	昭和 63 年	昭和 56 年改正の耐震基準
那須庁舎	令和 5 年	昭和 56 年改正の耐震基準
安蘇庁舎	昭和 57 年	昭和 56 年改正の耐震基準
足利庁舎	平成 6 年	昭和 56 年改正の耐震基準
小山庁舎	平成 4 年	昭和 56 年改正の耐震基準
南那須庁舎	昭和 49 年	耐震改修済み
消防学校	平成 4 年	昭和 56 年改正の耐震基準

(3) 課題と対策

ア 県有建築物について、97.0%（平成 28(2016)年度末）は耐震化されており、引き続き耐震改修等を進めていく。

イ 「栃木県地域防災計画」において、万一本庁舎を使用できない場合に備えて、災害対策本部の代替設置場所として地方合同庁舎又は消防学校等を想定している。ただし、代替施設への移転方法等について定めはなく今後検討する。

2 電力

電力会社からの電力供給の停止に備えて、本庁舎等において非常用電源を整備し、電力の確保を図っている。

なお、被害想定において、発災1日後の停電率は1.1%、2日後が0.1%、1週間後が0.0%となっている。

(1) 本庁舎

本庁舎では、県庁舎の整備に併せて、非常用電源装置（出力 2,000kVA）を2基設置し、発電機の燃料タンクは、定格出力で1週間以上運転できる容量を備える。

(2) 地方合同庁舎等

地方合同庁舎においては、非常用照明等の用途の非常用電源装置を設置する。

また、太陽光発電設備及び蓄電池を整備し、概ね7時間の電力供給が可能である（上都賀庁舎及び芳賀庁舎は太陽光発電設備のみ整備）。

さらに、情報通信を行うため、各支部等に設置している防災ネットワークの稼働用の非常用電源装置を整備し、概ね72時間の運転が可能となるよう燃料を備蓄する。

庁舎名	用 途	持続時間（非常用電源装置）※1	持続時間（太陽光等）	持続時間（防災ネットワーク用）
河内庁舎	非常用照明、揚水ポンプ、防災ネットワーク等	28 時間 ※2	7 時間	72 時間
上都賀庁舎	非常用照明、揚水ポンプ、防災ネットワーク等	47 時間 ※2	7 時間	—
芳賀庁舎	非常用照明、揚水ポンプ、防災ネットワーク等	40 時間 ※2	7 時間	—
下都賀庁舎	非常用照明、揚水ポンプ、防災ネットワーク等	72 時間	7 時間	72 時間
塩谷庁舎	非常用照明、揚水ポンプ、防災ネットワーク等	72 時間	7 時間	72 時間
那須庁舎	非常用照明、揚水ポンプ、防災ネットワーク等	72 時間	7 時間	—
安蘇庁舎	非常用照明、揚水ポンプ、防災ネットワーク等	72 時間	7 時間	72 時間
足利庁舎	非常用照明、消火栓、揚水ポンプ、防災ネットワーク等	9～10 時間	7 時間	72 時間
小山庁舎	消火用ポンプ、非常用照明、防災ネットワーク等	4 時間	7 時間	72 時間
南那須庁舎	情報通信設備、防災ネットワーク等	68 時間	7 時間	72 時間
消防学校	防災ネットワーク等	24 時間		72 時間

※1 持続時間は最大出力で発電した場合（使用状況により供給可能時間は異なる）

※2 出力調整により 72 時間持続可能

(3) 課題と対策

ア 本庁舎本館における非常用電源装置について、電力会社からの電力供給が停止した場合に自動的に電力が供給される範囲は、本館地下 2 階から 2 階、8 階及び 9 階に限られている。

このため、今後、他の階において非常用電源を利用できるコンセントの整備を検討する。

イ 本庁舎本館、地方合同庁舎等に整備されている非常用電源の中には、使用用途や運転時間が限られているものがあり、単独庁舎には非常用電源を整備していない庁舎もある。

このため、電気事業者へ電力供給の優先復旧を依頼するほか、必要に応じて災害時協定等により可搬型発電機等を確保する。

3 上水道

(1) 本庁舎

本館には、上水受水槽（38 m³×2 基）を備えており、停電時においても非常用電源装置から電力が供給され、給水が可能である。

また、平常時の 1 日あたりの使用量は 60 m³となっており、万一上水道の供給が止まった場合でも平常時利用ベースで 1～2 日程度の給水が可能と考える。

(2) 地方合同庁舎等

各地方合同庁舎等においては、受水槽、高架水槽等を設置しており、一定量は確保されている。ただし、停電により給水できない場合がある。

庁舎名	受水槽	高架水槽	貯水槽
河内庁舎	60 m ³	18 m ³ 、4.5 m ³	
上都賀庁舎	12 m ³		
芳賀庁舎	9 m ³		
下都賀庁舎	17.5 m ³ 、3 m ³		
塩谷庁舎	22.5 m ³		
那須庁舎	10 m ³		
安蘇庁舎	37.5 m ³	17.5 m ³	
足利庁舎	21 m ³	6 m ³	
小山庁舎	16 m ³	4 m ³	
南那須庁舎	12 m ³ 、1 m ³		
消防学校	35 m ³	13.5 m ³	

(3) 課題と対策

被害想定において、発災 1 日後の断水率は 50.8%、1 週間後が 40.0%となっており、上水道の供給が止まった場合、受水槽等のみでの貯水量では不足することが予想され、また、県として職員用の飲料水の備蓄を行っていない。

このため、必要な飲料水は、「7 その他の執務環境等(3)食料等」により確保する。

4 トイレ・下水道

(1) 本庁舎

本館地下2階から地上2階、8階及び9階のトイレについては、停電時においても非常用電源装置から電力を供給することができ、上水道の供給が停止した場合でも雨水貯留槽等から洗浄水を供給でき（平常時も雨水利用）、下水道本管に被災があった場合でも汚水・雑排水は排水貯留槽（190 m³）に留めることができることから、利用が可能である。

(2) 地方合同庁舎等

上下水道本管の被災状況等により、トイレを利用できなくなる可能性がある。

(3) 課題と対策

トイレは、上下水道の被災状況等により利用の可否が変わってくる。万一上下水道が被災した場合は復旧見込みを勘案しながら、災害時協定等を活用し、仮設トイレの設置等の対応を図る。また、職員各自が携帯簡易トイレ等を準備するように努める。

なお、簡易トイレは、出張先で被災した場合や登庁途上においても利用でき有効である。

5 通信

公衆回線の固定電話に係る被災や輻輳、停電等により通信手段に制約を受ける場合に備えて、本庁の一部の電話を災害時優先電話に設定しているほか、防災行政ネットワーク（衛星回線）等を整備し、複数の代替手段を確保している。

なお、被害想定において、発災直後の固定電話不通回線率は14.0%、1日後が12.9%、1週間後が1.9%となっている。

(1) 防災行政ネットワーク

県では、自営の通信手段（音声、FAX）として衛星回線を活用し、「栃木県防災行政ネットワーク」を平成12(2000)年度から運用しており、県、市町、消防、自衛隊やライフライン等の主要な防災関係機関等と通信が可能である。防災行政ネットワークを整備している所属等は以下のとおりである。

なお、当該ネットワーク等の利用に必要な非常用電源については、前述「2 電力」のとおりである。

防災行政ネットワークを整備している所属及び関係機関
県及び関係団体（使用方法、各所属及び電話番号「栃木県職員名簿」に記載のとおり）
各市町、各消防本部、宇都宮地方气象台、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊、栃木県医師会、日本赤十字社栃木支部、各災害拠点病院、NHK宇都宮支局、東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社、東京ガス(株)宇都宮支社、NTT(株)栃木支店、栃木県建設産業団体連合会
移動局（無線車）を管理している所属等
共有車（6台）、各課管理車（2台）、危機管理課（携帯無線機あり）、消防防災課（携帯無線機あり）、消防学校、各県税事務所、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、県南健康福祉センター、烏山健康福祉センター、各土木事務所

(2) 防災情報システム

危機管理センターの運用開始に併せて、平成 19(2007)年度に、県、市町、消防及び主要な防災機関を結ぶ「防災情報システム」を導入し、被害報告等の情報収集・集計、ヘリテレ映像の伝送等が可能となっている。現行システムは、令和元(2019)年度に更新を行い、運用している。端末を配置している所属及び関係機関は以下のとおりである。

端末を配置している所属及び関係機関
危機管理センター、各幹事課、秘書室、人事課、財産活用課、広報課、県土防災センター、道路保全課、河川課、企業局経営企画課、教育委員会事務局教育政策課、各県税事務所、消防学校、健康福祉センター（一部）、各土木事務所、下水道管理事務所
県警警備第二課、各市町、各消防本部、宇都宮地方気象台、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊、栃木県道路公社、東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社、N T T(株)栃木支店、J R宇都宮地区センター、日本赤十字社栃木支部、東京ガス(株)宇都宮支店

(3) その他の通信手段

ア 半固定無線

通信手段の複数化を図るため、次の県、市町、消防及び主要な防災関係機関に半固定無線機を配備している。半固定式無線機は、設置場所から持ち出すことも可能である。

半固定無線機を配備している所属及び関係機関
危機管理課、各県税事務所、消防学校、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、各健康福祉センター、各農業振興事務所、各土木事務所、県営都市公園（日光田母沢御用邸記念公園を除く）
各市町、各消防本部、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊、各災害拠点病院（新小山市民病院及び佐野厚生総合病院を除く）、東武日光駅、(株)栃木放送、(株)エフエム栃木、(株)とちぎテレビ、芳賀中部上水道企業団、栃木県道路公社

イ 衛星携帯電話等

固定電話や携帯電話の利用に制限を受ける場合における被災地域等との連絡手段として、災害時にあっても輻輳等の少ない衛星携帯電話を次の所属に配備している。

また、市町派遣の緊急対策要員の通信手段として、各市町に携帯電話を1基配備している。

衛星携帯電話を配備している所属及び関係機関
危機管理課、環境森林政策課、資源循環推進課、河川課、各県税事務所（宇都宮を除く）、消防学校、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、県南健康福祉センター、烏山健康福祉センター、那須広域ダム管理支所、各土木事務所（宇都宮を除く）、消防防災航空隊

(4) 課題と対策

ア 公衆回線の固定電話及び携帯電話に不通や輻輳等が発生した場合には、関係機関と連絡がとれないことが考えられる。この場合、災害時優先電話、メール、衛星携帯電話、防災行政ネットワーク・移動系半固定無線機のほか、連絡員を派遣するなど連絡可能な手段を利用する。

イ 発災時において、通信設備に障害が生じた場合には、保守委託業者へ緊急対応等の依頼を行うこととし、平常時から依頼方法等を整備しておく。

ウ 通信手段が不足した場合には、災害時優先電話の臨時増設、電気通信事業者からの衛星携帯電話等の貸出し等を要請する。

エ 公衆回線の電話が不通等となった場合には、その他の通信設備の利用可否等を踏まえ、必要に応じて県庁に係る設備の優先復旧や衛星通信移動無線車の派遣等について、事業者と協議・要請する。

6 情報システム

バックアップすべき重要な行政データ等については、業務継続計画（ICT-BCP）に定めるところによる。

7 その他の執務環境等

(1) ロッカー等

発災時には、ロッカーやキャビネット等の転倒や落下物等により、職員がけがをしたり、業務着手に時間をロスしてしまったりすることが考えられる。

本庁舎の執務室においては、長大なロッカー等は転倒防止策が行われているが、その他の庁舎では転倒防止策が行われていないところも多い。これまでも転倒防止策の実施を促してきたが、引き続き周知していく。

また、デスク周辺についても、地震に伴う書類散乱を防止するため、各職員は、普段から整理し、速やかな業務着手につなげられるように努める。

(2) 事務用品等

コピー用紙やトナー等については、業務継続に不可欠なものであるが、発災により事業者から購入（納品）できないことも考えられる。

このため、平常時から一定量をストックできるよう計画的に購入を行う。

(3) 食料等

災害時には、平常時のように店舗から食料及び飲料水を購入することが困難になることが予想される。

このため、職員1人あたり3日分の食料等の確保を目途に、各職員は、発災時の登庁にあたって食料等を持参するとともに、普段から勤務場所にも備蓄するように努める。特に、アレルギー対応の食料や常備薬等は、必要に応じて職場にも用意する。また、県職員生協等関係団体の協力について検討する。

8 燃料

非常時優先業務の実施にあたって、非常用電源や緊急車両等のための燃料を確保する必要があるが、東日本大震災においては石油製油所の被災等により燃料供給に混乱を生じた。

このような状況を踏まえ、県では、栃木県石油商業組合と協定を締結し、優先的に燃料の供給を受けられるしくみを構築している。

万一、通常契約している給油所等から燃料供給を受けられない場合、平成 25 年 10 月に作成した「災害時における緊急車両・重要施設燃料の優先供給ガイドライン」に基づき、あらかじめ指定した重要施設（本庁舎、合同庁舎、病院、下水道処理・排水設備等のある公共施設等）及び緊急車両については、小口燃料配送拠点（9 箇所）又は災害対応型中核給油所（43 箇所）から優先的に燃料供給を受けることができる。

また、あらかじめ一定要件を満たした重要施設（本庁舎、一部の合同庁舎、下水道施設等）については、別途国の制度として優先的に燃料供給を受けられるしくみがある。

9 受託業者の業務継続体制

非常時優先業務の実施にあたって必要な資源等の確保を庁外の業者等に委託している場合、当該所属は、受託業者等が大規模地震の発生等にあっても当該業務が継続できる体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制整備を要請する。また、万一継続が困難な場合に備えて、代替手段等を検討しておく。

10 発災時における業務資源確保のための対応

時間経過	対応内容
発災直後 ～数時間	<ul style="list-style-type: none"> ○来庁者、職員等の安全確保（避難、救助、負傷者救護、消火活動） ○庁舎及びその周辺、設備（電気、水道、電話、情報システム等）の被災状況の確認 ○被災状況確認結果の財産活用課、主管課、幹事課への報告及び庁内への周知 ○パソコン・プリンター・コピー機等の機器類、車両等の被災状況の確認 ○執務室等の整理（応急業務等従事職員と役割分担して実施）
数時間 ～3日	<ul style="list-style-type: none"> 【庁舎等に係る二次災害防止に向けた対応】 ○使用できない場所への立入り禁止等の措置及び明示 ○応急復旧等の実施 ○庁舎の利用が困難な場合、本部長等の指示に基づく代替施設への移転 【停電への対応】 ○非常用電源装置の継続使用に必要な燃料確保に向けた調整 ○必要に応じて優先復旧の要請 ○必要に応じて災害時協定等に基づく可搬型発電機等の手配 【通信設備の使用不能への対応】 ○必要に応じて衛星携帯電話の貸出し、衛星通信移動無線車派遣等の要請 【システム等の復旧に向けた対応】 ○保守委託業者への緊急対応の依頼 【その他】 ○来庁者、県庁舎への避難者等に対する支援（指定避難所の案内等） ○必要に応じて仮設トイレ等の手配

第6章 計画の推進

1 計画の周知徹底

大規模な地震災害発生時に非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施し、速やかな復旧・復興及び県民生活の安定を図るため、各所属は、平常時から本計画内容を共有し、業務執行体制の確保に向け、非常時優先業務の実施手順や役割分担等の整理、連絡体制の確認、各課題に対する対策の実施など具体的な取組を進める。

また、各職員それぞれの取組みが組織の業務継続につながるものであることから、各所属においては、職員一人一人が非常時優先業務の重要性を認識するよう、訓練等の機会を活用し、本計画内容の周知徹底を図り、各職員は、発災時の役割、登庁経路等の確認、食料等の確保など各自が担うべきことを確認する。

2 計画の継続的改善

本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容の変更、施設設備の変更等があった場合に必要な改定を行うほか、訓練等の実施や検証を通じて、新たな課題等を洗い出し、継続的に改善を行い、災害対応力の向上を目指す。